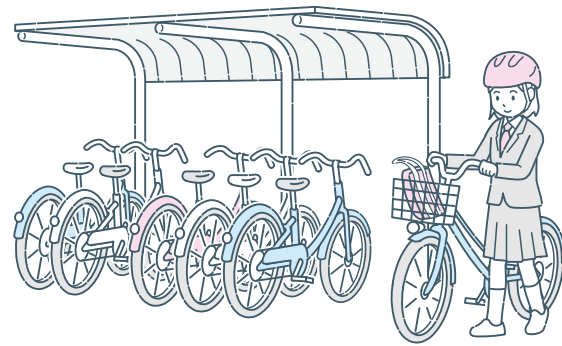


市営駐輪場の利用

市営駐輪場では、7日以上連続した駐輪はできません。
7日以上連続した駐輪が確認された場合は、
保管場所へ移動(撤去)します。ルールを守ってご利用ください。
特に、夏休み期間中はご注意ください。
毎年多くの自転車を撤去・処分しています。



■主な市営駐輪場

熊本駅 上熊本駅 西熊本駅 新水前寺駅 東海学園前駅 武蔵塚駅 健軍(商店街・変電所)
その他の市営駐輪場は市ホームページをご確認ください。



自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



保護者の皆さまへ

Point!

中高生でも事故の加害者になれば
高額な賠償金が生じることも…

過去にはこんなことが

小学生(11歳男子)が夜間帰宅途中に歩行者(62歳女性)と正面衝突。
歩行者に頭蓋骨骨折などのけがを負わせ、意識が戻らない状態となった。

賠償金9,521万円

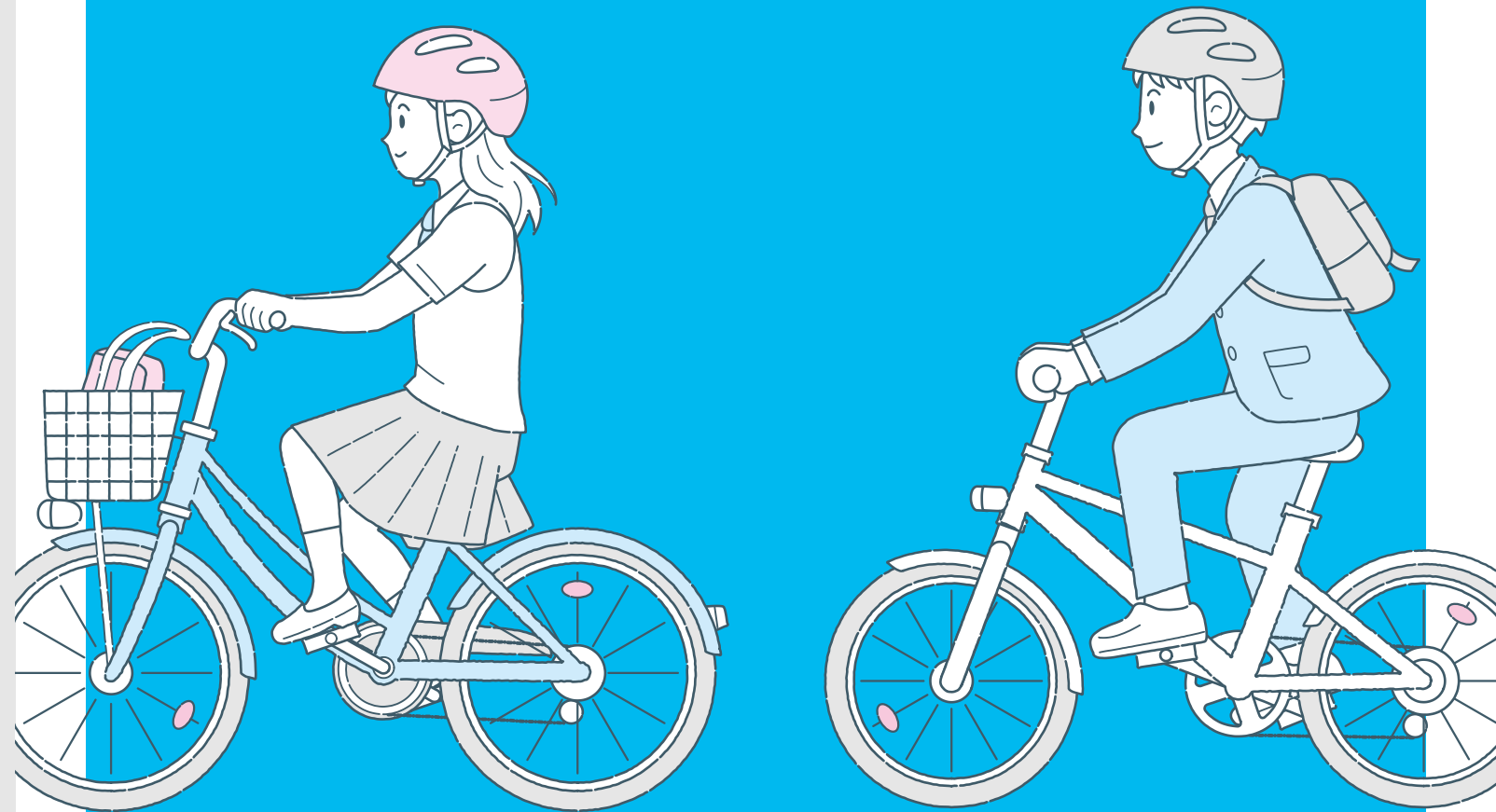
万が一のためにも自転車保険に加入しておきましょう。

熊本県と熊本市の条例では、自転車損害賠償保険等の加入は自転車利用者の義務となっています。
保険には様々な種類がありますので、ご自身やご家族に合った保険にご加入ください。

TSマーク付帯保険	自転車安全整備士が点検した自転車に付帯する保険です。 有効期限は1年間ですが、整備士による点検整備で更新が可能です。
個人賠償責任保険	自動車保険や火災保険など任意保険の特約として付帯される保険です。
自転車専用の保険	自転車の事故に特化した専用保険です。

保険により、加入条件や補償内容が異なります。詳しくは保険会社にお問い合わせください。
※熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例／熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例

自転車交通安全 ガイドブック



熊本市 × 熊本県警察



ダウンロードはコチラ▲

事故が多い場所

これらの事故は、実際に熊本県内の中学生・高校生が被害者・加害者となった事例です。いつも通っている道路にも、さまざまな危険が潜んでいます。交通ルールを正しく守って、安全に自転車を利用しましょう。また、交通事故に「あわない、起こさない」ためにはどうすればよいか考えてみましょう。

一時停止を守らずに交差点に進出した自転車、クルマと衝突した。

マンホールは雨の日に滑りやすいので注意！

右折しようと飛び出した自転車が、クルマと衝突した。

自転車利用時に注意したいポイント

ヘルメット着用

市条例、改正道路交通法の施行により、着用に努めなければなりません。正しくヘルメットを着用することで、交通事故における致死率は大きく下がります。



自転車交通事故件数

熊本市内では、年間数百件の自転車事故が発生しています。

(件/年)

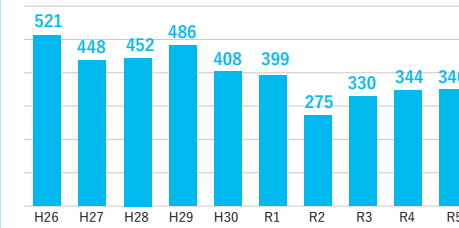
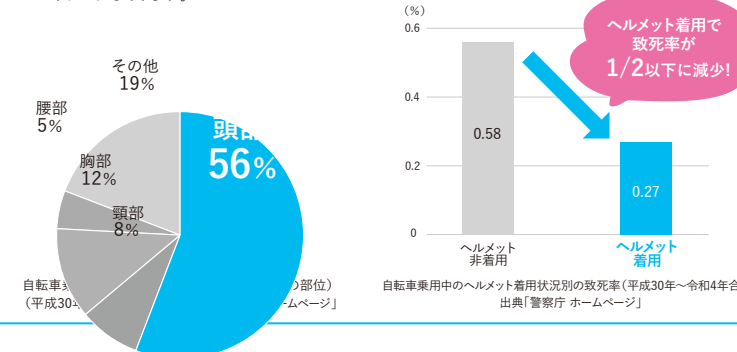


図 熊本市発生した自転車交通事故件数の推移 資料：熊本県警

ヘルメット着用の重要性

自転車事故の際に最も致命傷になる箇所は頭部です。ヘルメットを着用すると、致死率が半分にまで下がるというデータもあります。



ヘルメットの正しい着用方法



①正しい角度で着用

ヘルメット本来の機能を発揮するためには、正しい角度での着用が必要です。



②左右均等

ヘルメットの先端がまゆ毛の上にくるように角度を合わせます。(額を出さない) 左右の傾きがないかも確認します。



③あご紐の調整

あごとあご紐の間に指を1～2本入れられるくらいに紐の長さを調整します。バックルもしっかり締めます。



④最終チェック

耳元のねじれやたるみがないかしっかり確認します。

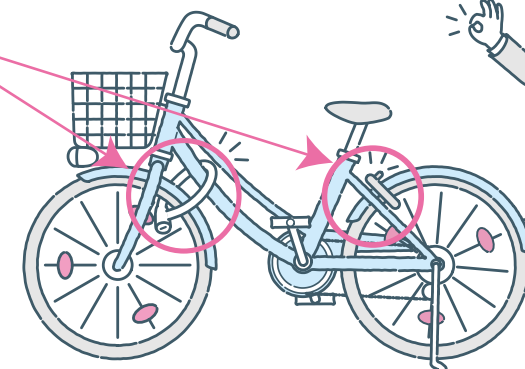


防犯対策

日本で一番多い犯罪は自転車盗といわれており、全犯罪の約20%を占めています。さらに、盗まれた自転車の約7割は無施錠とのこと。対策は必須です。

■2重ロック

「盗むのに時間と手間がかかりそうだな」と思わせることで盗難の抑止効果が高まります。

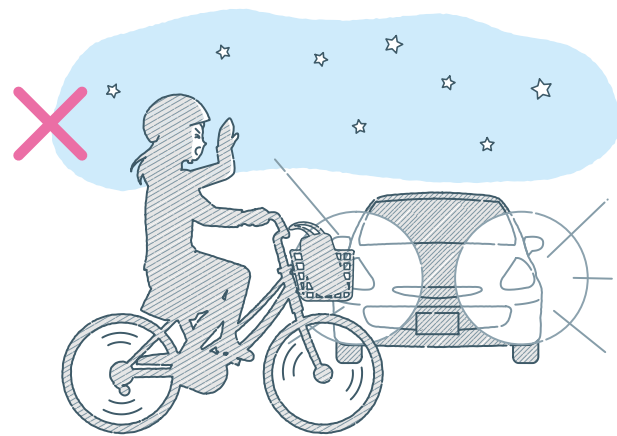


■防犯登録

登録は義務です。万が一のためにも必ず登録しておきましょう。

防犯登録
A 00000
熊本県警察

盗難の被害にあったしまった場合は、最寄りの交番に届出を！



無灯火

クルマから見えなため、事故にあう危険性が高まります。また、道路の状況が見えないため、非常に危険です。尾灯(後方のライト)や、横からの視認性を高めるため、車輪などに反射器材を取り付けておきましょう。

道路交通法 第52条 5万円以下の罰金



前照灯(前方のライト)

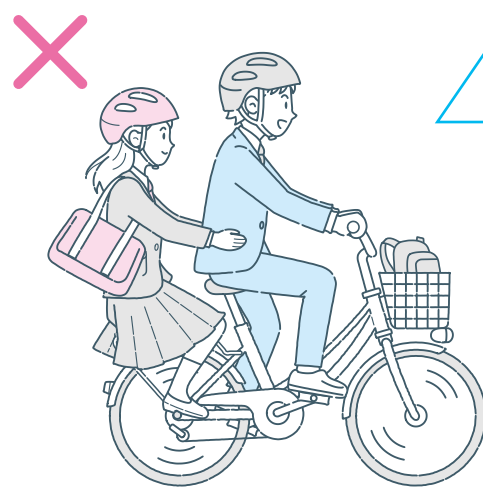
明かりの色は白色か淡黄色で、夜間10メートル前方がよく見える明るさが必要。

尾灯(後方のライト)

明かりの色は橙色か赤色で、夜間100メートル後方から点灯を確認できる明るさが必要。
(橙色か赤色の反射材が後方に取り付けてある場合は不要)

反射器材(リフレクター)

後方だけでなく、前方や横から見える場所(スポークなど)にも取付けましょう。



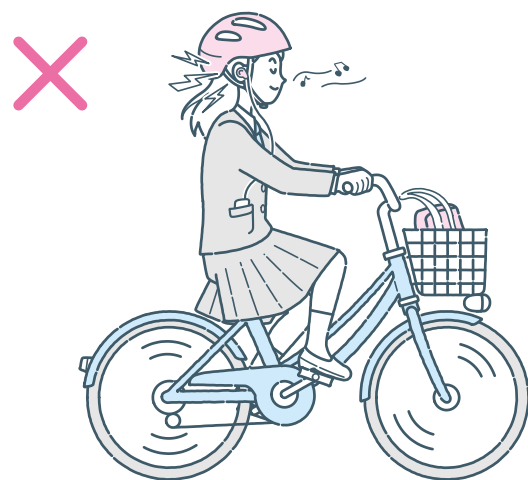
二人乗り

原則禁止です。バランスが取りづらく、一緒に転倒して大けがをするかもしれません。

※幼児を専用の座席等に乗せる場合などは例外的に認められる場合があります



道路交通法 第55条 5万円以下の罰金



(大音量での使用) イヤホン、ヘッドホンの使用

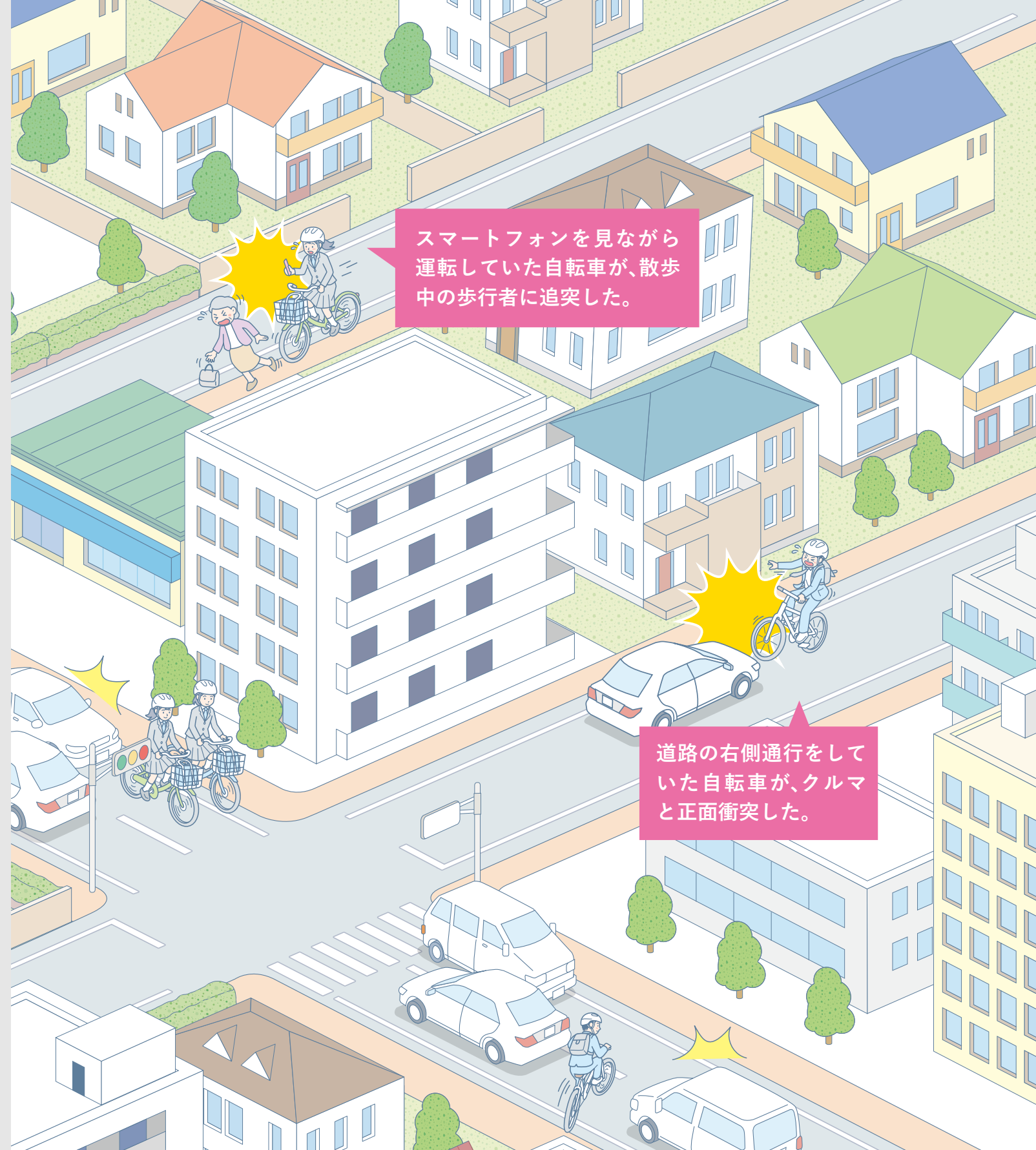
大きな音で使用していると、クルマの接近に気付かず危険！まわりの音もしっかり聞きましょう。



道路交通法 第71条 5万円以下の罰金

自転車の交通指導取締り強化中！

熊本県警察シンボルマスコット「ゆっぴー」



スマートフォンを見ながら運転していた自転車が、散歩中の歩行者に追突した。

道路の右側通行をしていた自転車が、クルマと正面衝突した。

事故にあったり、事故を起こしてしまったら...

小さな事故でもまずは警察への連絡が必要です。事故にあった直後はわからなくても、後になって体の不調に気付くこともあります。また、警察に届けていないと事故の証明ができず、保険等が適用されない場合もあります。

けが人の救護

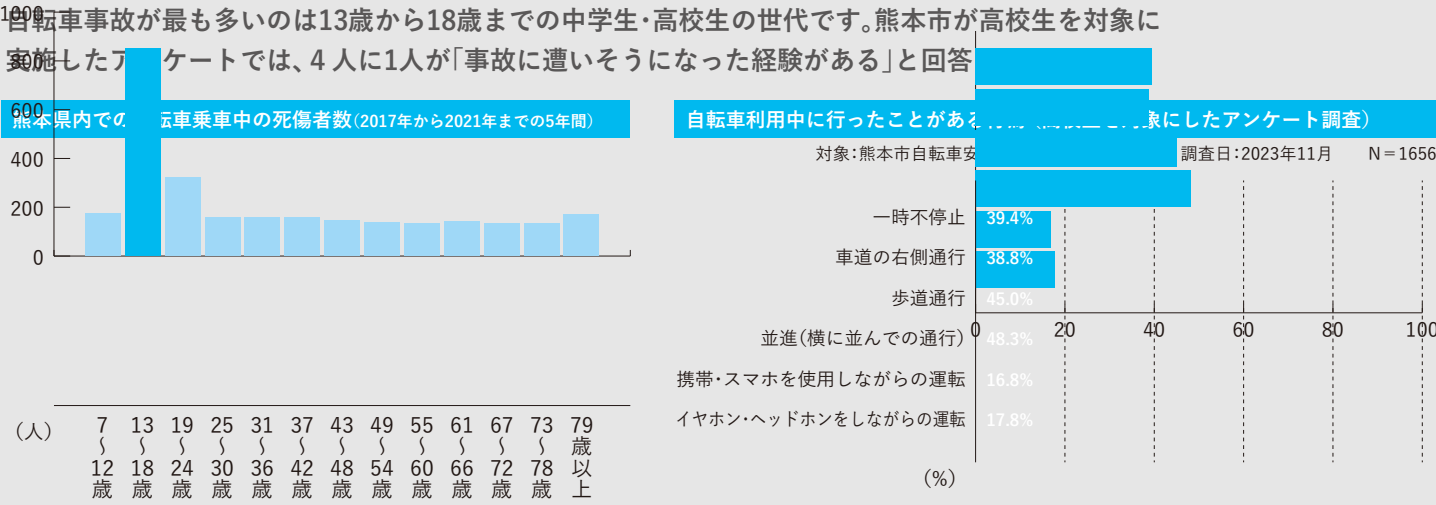
周囲の安全の確保

警察に連絡(110番)

連絡先の確認
(氏名・住所・電話番号)

道路交通法 第72条 (必要な措置を講じなかった場合)1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

自転車利用時の危険な行為



車道の右側通行

自転車は車道の左側(クルマと同じ向き)を走るのが基本(原則)です。例外的に歩道を通行できるのは、おもに次の場合です。

道路交通法 第17条、第18条 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

標識や標示があるとき

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者など

道路工事や駐車している車などで、車道の左側を安全に通行できない場合

Point!

歩道を走るときは歩行者を優先して、車道寄りをゆっくり通行します。

こんな場面見たことありませんか？こんな運転していませんか？

一時不停止

自転車はクルマと同じ仲間。一時停止は義務です。

道路交通法 第43条 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

スマートフォン使用

話や画面に気を取られ、判断が遅れます。事故が起きるときは一瞬の油断から！

道路交通法 第71条 5万円以下の罰金

並進

並進(横に並んで通行すること)は原則禁止です。縦1列で通行します。

道路交通法 第19条 2万円以下の罰金又は科料

交差点通行の基本

交差点を右に曲がりたいとき

信号機のない交差点

道路の左側を向こう側まで進み、安全を確認してから右に曲がります。

信号機のある交差点

1つ目の信号で向こう側に進み、2つ目の信号でもう一度進みます。(2段階右折といいます。)

歩行者自転車専用信号機がある交差点

ある場合

歩道でも車道でも歩行者自転車専用信号に従います。

ない場合

歩道を通行中は歩行者用信号、車道ではクルマ用の信号に従います。